

## 別紙

### 犬及び猫の飼養管理等業務委託仕様書

動物愛護センター及び犬・猫保護管理所における犬及び猫（以下「犬等」という。）の飼養管理等に関する業務は、この仕様書に従い実施するものとする。

#### 第1 動物愛護センターにおける業務

##### 1 業務実施施設

施設名	所在地	敷地面積	犬等の飼養管理施設
福島県動物愛護センター	田村郡三春町 大字上舞木字向田17番	8,387 m <sup>2</sup>	362.11 m <sup>2</sup>

##### 2 委託業務内容

- (1) 動物愛護センター内の犬・猫保護管理施設の保守及び清掃
- (2) 収容犬等の飼養管理

##### 3 業務内容の詳細及び留意点

- (1) 動物愛護センター内の犬・猫保護管理施設の保守及び清掃
  - ア 犬等の収容施設及び付属施設の保守及び管理を十分に行い、事故の発生防止に努めること。
  - イ 犬等の収容施設及び付属施設の清掃及び汚物の処理を十分に行い、悪臭の発生防止及び周囲の環境保全に努めること。
- (2) 収容犬等の飼養管理
  - ア 犬等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。
  - イ 犬等の種類、習性、年齢、発育状況等を考慮して、適正な保管場所への収容に努めること。
  - ウ 犬等が保管場所から脱出しないよう十分注意すること。
  - エ 犬等の健康管理について十分留意し、異常を認めた場合には、動物愛護センターへの通報等、必要な措置を講ずること。
- (3) その他
  - ア 管理等業務の翌日午後3時までに作業日報（別記様式1）を動物愛護センターに提出すること。なお、日報用紙は受託者負担とする。
  - イ 業務に従事する者の名簿（住所等を記載した書類）を業務着手日までに動物愛護センターに提出すること。また、変更のあった場合には、速やかにその旨を動物愛護センターに連絡すること。
  - ウ 服務規律を厳正にし、来庁者をはじめとする県民の不信を招くことのないよう努めること。
  - エ 来客の応接に対しては、言語態度に十分注意すること。
  - オ 緊急事態が発生した場合には、速やかに動物愛護センターに連絡すること。
  - カ この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

#### 4 管理等業務を実施する時間及び人数

業務を実施する時間は、午前9時から正午、午後1時から午後4時30分までの計6時間30分とし、原則として、1日あたり6時間30分従事する者の数は2人以上確保し、加えて1日あたり3時間15分従事する者の数は1人以上確保すること。

#### 5 貸与物件

(1) 貸与物件は以下のとおりとする。

施設名	所在地	控え室面積
福島県動物愛護センター	田村郡三春町大字上舞木字向田17番	4.74 m <sup>2</sup>

(2) 貸与物件に係る管理等業務のために発生した光熱水費、消耗品費及び一般廃棄物処理費は委託者の負担とする。

(3) (2)以外に発生した費用がある場合は、負担者及び負担割合を協議するものとする。

## 第2 犬・猫保護管理所における業務

### 1 業務実施施設

施設名	所在地	敷地面積	犬等の飼養管理施設
会津地区犬・猫保護管理所	会津若松市大戸町上雨屋234番地	872.15 m <sup>2</sup>	76.70 m <sup>2</sup>
相双地区犬・猫保護管理所	南相馬市原町区下渋佐字平164番地4号	1363.01 m <sup>2</sup>	114.5 m <sup>2</sup>

### 2 委託業務内容

- (1) 犬・猫保護管理所の保守及び清掃
- (2) 収容犬等の飼養管理
- (3) 殺処分した犬等の焼却

### 3 業務内容の詳細及び留意点

(1) 犬・猫保護管理所の保守及び清掃

ア 犬等の収容施設及び付属施設の保守及び管理を十分に行い、事故の発生防止に努めること。

イ 犬等の収容施設及び付属施設の清掃及び汚物の処理を十分に行い、悪臭の発生防止及び周囲の環境保全に努めること。

(2) 収容犬等の飼養管理

ア 犬等の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水の給与を行うこと。

イ 犬等の種類、習性、年齢、発育状況等を考慮して、適正な保管場所への収容に努めること。

ウ 犬等が保管場所から脱出しないよう十分注意すること。

エ 犬等の健康管理について十分留意し、異常を認めた場合には、管轄する福島県動物愛護センター支所（以下、「センター支所」という。）への通報等必要な措

置を講ずること。

(3) 殺処分した犬等の焼却

焼却設備の点検及び管理を十分に行い、火災の発生防止に努めること。

(4) その他

ア 管理等業務の翌日午後3時までに作業日報（別記様式2）を管轄するセンター支所に提出すること。なお、日報用紙は受託者負担とする。

イ 業務に従事する者の名簿（住所等を記載した書類）を業務着手日までに管轄するセンター支所に提出すること。また、変更のあった場合には、速やかにその旨を管轄するセンター支所に連絡すること。

ウ 服務規律を厳正にし、来庁者をはじめとする県民の不信を招くことのないよう努めること。

エ 来客の応接に対しては、言語態度に十分注意すること。

オ 緊急事態が発生した場合には、速やかに管轄するセンター支所に連絡すること。

カ この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

4 管理等業務を実施する時間及び人数

業務を実施する時間は、午前9時から正午、午後1時から午後4時までのうち、それぞれ2時間ずつの計4時間とし、原則として、従事する者の数は各施設においてそれぞれ1日あたり1人以上確保すること。

5 貸与物件

(1) 貸与物件は以下のとおりとする。

施設名	所在地	事務所面積
会津地区犬・猫 保護管理所	会津若松市大戸町 上雨屋234番地	43.33 m <sup>2</sup>
相双地区犬・猫 保護管理所	南相馬市原町区 下渋佐字平164番地2号	32.02 m <sup>2</sup>

(2) 貸与物件に係る管理等業務のために発生した光熱水費、消耗品費及び一般廃棄物処理費は委託者の負担とする。

(3) (2)以外に発生した費用がある場合は、負担者及び負担割合を協議するものとする。

第3 委託業務実施結果報告書

契約書第6条に規定する委託業務実施結果報告書（福島県動物愛護センター）の様式は、次のとおりとする。

		年 月 日	
福島県知事			
住所			
氏名		印	
(法人にあつては、名称及び代表者職・氏名)			
委託業務実施結果報告書			
このことについて、業務委託契約書第6条の規定により		年 月分	
について下記のとおり報告します。			
記			
1	業務実施施設名	福島県動物愛護センター	
2	施設の保守及び清掃		
(1)	保守・清掃期間	年 月 日から	月 日まで
(2)	保守・清掃日数	日	
3	収容犬等の飼養管理（月間頭数）		
(1)	犬	頭	
(2)	猫	匹	計 頭匹

上記報告書に基づき検査を行ったところ、適正に実施されていることを確認しました。			
		年 月 日	
所 属	動物愛護センター		
検査員	職・氏名		印

契約書第6条に規定する委託業務実施結果報告書（犬・猫保護管理所）の様式は、次のとおりとする。

		年	月	日
福島県知事				
住所				
氏名			印	
(法人にあつては、名称及び代表者職・氏名)				
委託業務実施結果報告書				
このことについて、業務委託契約書第6条の規定により				
年		月分について下記のとおり報告します。		
記				
1	業務実施施設名	地区犬・猫保護管理所		
2	施設の保守及び清掃			
(1)	保守・清掃期間	年	月	日から
(2)	保守・清掃日数	日	月	日まで
3	収容犬等の飼養管理（月間頭数）			
(1)	犬	頭		
(2)	猫	匹	計	頭匹
4	殺処分した犬等の焼却（月間頭数）			
(1)	犬	頭		
(2)	猫	匹	計	頭匹

上記報告書に基づき検査を行ったところ、適正に実施されていることを確認しました。				
		年	月	日
所	属	動物愛護センター	支所	
検査員	職・氏名			印

第4 委託業務完了報告書

契約書第8条に規定する委託業務完了報告書の様式は、次のとおりとする。

委託業務完了報告書	
年 月 日	
福島県知事	
住所	
氏名	
印	
(法人にあつては、名称及び代表者職・氏名)	
委託業務の名称	犬及び猫の飼養管理等業務
委託料	円
委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
上記の業務が完了しましたので報告します。	